

## 【フラット35】借換対象住宅に関する確認書

株式会社カシワバラ・アシスト 御中

申込人（本人）（氏名）

実印

連帯債務者又は連帯保証人（氏名）

実印

私（連帯債務者及び連帯保証人を含みます。）は、貴金融機関あて 年 月 日に「フラット35」の借換融資の申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。  
 なお、当該申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されてもなんら異議ありません。

確認項目	確認内容	確認方法	内容確認欄 (いずれかにチェック)		金融機関 使用欄
			適合 (非該当)	不適合	
住宅の 建設時期	【確認済証または検査済証で確認する場合】 ・確認済証の交付年月日が昭和56年6月1日以降であること。	次のいずれかにより確認 ・確認済証 ・検査済証 ・その他公的機関が発行した書類（※2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【上記による確認ができない場合】 ・新築時期（※1）が昭和58年4月1日以降であること。	・登記事項証明書			
住宅の 床面積	・一戸建て住宅等（※3）にあつては70㎡以上、 共同建て住宅（※4）にあつては30㎡以上であること。	・登記事項証明書等により確認（※5）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
併用住宅 の床面積	【併用住宅（※6）の場合のみ】 ・住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注) 併用住宅でない場合は右欄の「適合（非該当）」にチェックを入れてください。	・直接、目で見えて確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
戸建型式 等	【共同建て住宅（※4）または重ね建て住宅（※4）の場合のみ】 ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注) 共同建て住宅及び重ね建て住宅でない場合は右欄の「適合（非該当）」にチェックを入れてください。	・戸建型式は直接、目で見えて確認 ・構造区分は火災保険証券により確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
接道	・原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること（※7）。	次のいずれかにより確認 ・確認済証 ・検査済証 ・直接、目で見えて確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
維持保全	・建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないこと。	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-

- ※1 新築時期とは、登記事項証明書の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。
- ※2 台帳記載事項証明書、登録証明書等、公的機関が発行した住宅の建設時期を確認できる書類による確認も可能です。
- ※3 一戸建て住宅等とは、一戸建て住宅、連続建て住宅及び重ね建て住宅のことをいいます（図1参照）。
- ※4 共同建て住宅または重ね建て住宅については、図1を参照してください。
- ※5 確認済証（添付図面を含みます。）またはそれに代わる図面等による確認も可能です。
- ※6 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます（図2参照）。
- ※7 新築時に建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています（図3参照）。なお、建築確認が不要な地域の場合は、2m以上の接道を直接目で見て確認してください。  
(詳しくは、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書の記載方法」をご覧ください。)

図1 戸建型式

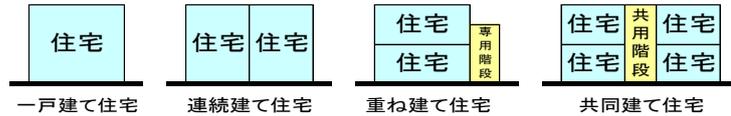


図2 併用住宅



図3 接道



▼ ご注意

- ・上記内容確認欄（住宅の建設時期に関する確認欄を除きます。）において、**不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。**
- ・現在お住まいの住宅の確認済証の交付年月日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が確認できない場合は、新築時期（※1参照）が昭和58年3月31日以前）の場合は、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受け、「適合証明書」を金融機関に提出する必要があります（本確認書は使用できません。）。
- ・建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。